

長浜市スポーツ施設整備基本計画の策定について

1 背景

スポーツ基本法の前文では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、国民は安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを支える活動等に参画できる機会が確保されなければならないと規定されている。また、同法第 12 条では、スポーツ施設の整備について、国及び地方公共団体の責務として、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善などについて、必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定されている。

本市では、長浜市総合計画（平成 29 年度－令和 8 年度）を策定し、市民と行政が分かち合うことができる「めざすまちの姿」を描き、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、スポーツ活動の推進に取り組んでいる。

2 目的

本市は、長浜市スポーツ推進計画（平成 26 年 6 月策定、平成 31 年 3 月中間見直し）に基づき、多様なスポーツ活動の推進や効率的・効果的なスポーツ環境を整えており、施設については長浜市公共施設等総合管理計画（平成 27 年 3 月策定、令和 2 年 2 月改定）に基づき、総合的かつ計画的に管理しているところである。

しかしながら、これまでの 2 度の合併により、旧行政区画単位で整備された多くのスポーツ施設の維持には、老朽化に伴う更新や大規模改修等の大きな財政負担が生じる。

本計画は、スポーツ施設における現状や課題を整理し、施設のあり方や対応方針を定め、施設の選択と集中による適正配置を行いつつ、安全・安心で質の高いスポーツ施設の提供と持続可能な財政運営とすることで、市民が身近にスポーツに親しむことができる環境を整備し、スポーツ振興を図るものである。

3 位置付け

本計画は、長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画におけるスポーツ施設を対象とした個別施設計画に位置付ける。

4 計画期間

令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とする。

5 計画策定の手順

別紙策定スケジュールのとおり

6 今後の予定

令和4年 2月～ 公共施設マネジメント推進委員会

市は原案を作成し、同委員会に意見を伺う（3回程度）

1 2月 パブリックコメント

令和5年 3月 公表